

第6期嬉野市農業委員会
第8回定例総会議事録

令和4年 3月2日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第8回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	五町田下川原他 外1筆 田の嵩上げ	R4.3.2	報告
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	五町田平山 農業用倉庫	R4.3.2	報告
	2	谷所平山 農機具小屋	R4.3.2	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	岩屋川内陣野 外6筆	R4.3.2	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩1~19	久間藤原 外33筆 賃借権・使用貸借権	R4.3.2	承認
	嬉1~17	下宿二本栗 外37筆 賃借権・使用貸借権	R4.3.2	承認
	市1~5	谷所一本樺 外6筆 賃借権	R4.3.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間志田原 売買	R4.3.2	許可
	2	馬場下黒岩 売買	R4.3.2	許可
	3	久間西ノ前 外7筆 売買	R4.3.2	許可
	4	馬場下谷口 外1筆 売買	R4.3.2	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下板ノ平 駐車場及び薪置場	R4.3.2	許可
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間大道 花壇	R4.3.2	許可
	2	久間西ノ前 建売分譲住宅	R4.3.2	許可
	3	馬場下板ノ平 駐車場及び薪置場	R4.3.2	許可

	4	下宿一本栗 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	5	下宿一本栗 外 9 筆 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	6	下宿一本栗 外 3 筆 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	7	下宿二本松 新幹線武雄軌道敷設他工事に伴う回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード、表土仮置き場	R4. 3. 2	許 可
	8	下野一本松三 外 3 筆 貸資材置場	R4. 3. 2	許 可
	9	岩屋川内 漬川 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	10	岩屋川内 漬川 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	11	岩屋川内 漬川 外 1 筆 太陽光発電設備設置	R4. 3. 2	許 可
	12	谷所四本杉 一般住宅	R4. 3. 2	許 可
議案第 6 号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	下宿三本桜 外 5 筆 太陽光発電設備設置及び資材置場	R4. 3. 2	許 可
議案第 7 号		非農地証明願について		
	1	久間西ノ前 水路法面	R4. 3. 2	決 定
	2	馬場下二本松 駐車場	R4. 3. 2	決 定
	3	馬場下二本松 宅地・駐車場	R4. 3. 2	決 定

第6期嬉野市農業委員会 第8回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 3月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 3月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 3月2日 午後3時15分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	憲章朗読 議事録署名
1	松元 正行	○		8	梶原 文雄	○	
2	西田 昭義	○	事前審査班長	9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○		10	團 達美	○	
4	峰 正己	○	議事録署名	11	坂本 健二	○	
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	×					

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	三根 拓己	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。
申請人は、五町田第3の ○○○○ 様です。
所在地は、大字五町田 下川原 ○○○○番 外1筆
地目はすべて田、面積は合計で527.17㎡です。
事由は、田の嵩上げ 田を畑に転換（田としての利用は難しく、嵩上げし畑として利用する）ということです。
隣接は、東は宅地・里道、西は道路、南は道路・宅地、北は水路・雑種地 です。
図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 この件について、宮崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当 隣が私の土地で、業者に任せてすっぴいよらっけん納得はせんとですけど、みなさんの意見を聞きたかとですけど。

議長 宮崎委員から発言がありましたけども、その後、現地調査を踏まえて事務局の方に提出資料なり報告がっておりますので、補足的な説明をお願いします。

事務局 ○○○○の社長さんが県の土木事務所に行かれてます。法面には、張りコンクリートをする言うことで、図面のとおり施行してくださいと県の方から言われたと言うことです。境界が解るように畔を入れる計画になっています。ガードレールは工事の時はいったん一区画だけはずして、進入できないようにコーンを立てて、工事が終わったらガードレールを戻す。3年くらいのスパンで見たらっしゃるので、土量がどれくらい集まるかによって期日が短くなるかも知れないけど、向こうの宅地の方とも協議済です。工事自体は、許可が出たら進められる予定です。土木事務所には、農業委員会から許可がでていますと言うことでもう一回言われると思います。今日の総会で許可が出てからと言うことで申請はしてきたと言うことです。

委員 水路側は法面

事務局 はい

議長 水路側と向こう側にも水路のあんもんね。一割5分の法面を作りますと。

委員 高さ的にはいくらあつと

事務局 2m以上あります。

委員 建設屋さんの捨て場。残土場利用しんさつと。

事務局 残土は利用しんさつけど、畑として使いたいといいよらすです。

委員 給水はどぎゃんなつとつと。この先に田んぼはなかと。

委員 ここだけです。

委員 畑ということですけども、この方は農業は幅広くやっておられるかたですか。

事務局 畑として耕作すると言われました。

議長 続いて、2月28日に第3班、第2Gr で実施した事前審査の結果について、西田 昭義 委員、班長として報告をお願いします。

す。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から19番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表4ページから6ページ、利用権設定 嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から17番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から17番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から17番についてです。

貸し手人は 下宿の ○○○○ 様 外16名様、

借り手人は 下宿の ○○○○ 様 外14名様です。

所在地は、大字下宿 二本栗 ○○○○番 外37筆、

地目は田と畑、田の面積が38,759㎡、

畑の面積が5,554㎡、田畑合計で44,313㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は2年から10年で新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から17番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から17番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番から17番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、別添の表7ページ、利用権設定 嬉野市の分です。お諮りします。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号1番から5番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

事務局 議案書 11 ページ、整理番号 1 番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 南志田の ○○○○ 様
譲受人は 南志田の ○○○○ 様、
所在地は、大字久間 志田原 ○○○○番 、 地目は田、
面積は 520 m²
譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。
売買価格は、反当たり 1 9, 2 3 0 円、全体で 1 0, 0 0 0 円です。
図面は 12 ページと 13 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 1 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 2 番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 鍋野の ○○○○ 様
譲受人は 鍋野の ○○○○ 様、
所在地は、大字馬場下 黒岩 ○○○○番 地目は田、
面積は 631 m²
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大のためです。
売買価格は、反当たり 4 7 5, 4 3 6 円、全体で 3 0 0, 0 0 0 円です。
図面は 14 ページと 15 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番、売買による所有権の移転です。
(嬉野市空き家物件情報登録制度による空き家物件利用希望者要件に該当)
譲渡人は 町分の ○○○○ 様
譲受人は 千葉県船橋市の ○○○○ 様、
所在地は、大字久間 西ノ前 ○○○○番 外7筆 地目は田と畑、
面積は田が1,525.66㎡ 畑が462㎡ 合計で1,987.66㎡です。
譲渡理由は空き家バンク登録物件売買のため、譲受理由は空き家物件と一帯を
成す農地取得のためです。『作物：コスモス・ハーブ(ミント)』
売買価格は、反当たり1,369,714円、全体で2,722,526円です。
図面は16ページと17ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員
事 務 局

税の優遇処置とかはあるのかな。家までいったところの。
確認をしてみます。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番、売買による所有権の移転です。
(嬉野市空き家物件情報登録制度による空き家物件利用希望者要件に該当)
譲渡人は 千葉県松戸市の ○○○○ 様
譲受人は 福岡市南区の ○○○○ 様、
所在地は、大字馬場下 谷口 ○○○○番 外1筆 、 地目はすべて畑、
面積は合計で936㎡
譲渡理由は空き家バンク登録物件売買のため、譲受理由は家庭菜園のためです。
売買価格は、反当たり685,182円、全体で641,330円です。
図面は18ページと19ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 下野辺田の ○○○○ 様、

譲受人は 杵島郡大町町の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 西ノ前 ○○○○番 、地目は畑、

面積は 266 m²です。

農地区分は第1種農地、用途目的は建売分譲住宅（1区画）です。

事由は、塩田町内での建売住宅の販売を計画し、条件に合う場所を探していた。

申請地は、休耕地であり、農地への影響も少ないことから建売分譲住宅用地として転用したい。

東は道路、西は畑・水路、南は道路、北は宅地 です。

売買価格は、反当たり11, 278, 195円、

全体で3, 000, 000円です。

図面は30ページから31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

梶原 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここは見てのとおり周りが住宅地みたいになって、日当たりのにも抜群な宅地になるのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

議 長

西田委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、おっしゃったとおりでございます。ちょうど道路際で、奥の方が圃場整備をしてあるところで、こっち側は全部住宅地でございます。そういうなことで、ここに例え住宅が建てても問題はない地域ではなかろうかなと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

(4条申請 整理番号1番と関連案件です)

譲渡人は 塩吹の ○○○○ 様、

譲受人は 塩吹の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字 馬場下 板ノ平 ○○○○番、地目は田、
面積は54㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場及び薪置場です。

事由は、中型トラック等の駐車スペース及び薪の荷下ろしスペースや長期保管
場所として転用したい。

東は道路、西は河川、南は田、北は河川 です。

売買価格は、反当たり925, 926円、
全体で50, 000円です。

既に薪置場として利用されていたため、始末書が添付されております。

図面は32から33ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
班 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

事務局の方から説明がありましたように、災害の案件はブロックのこっち側の
案件です。そして、今の案件は、丸太のある所の奥の案件です。一体的な形の中
で、利用しようとしてございます。そういうなことで、よろしくをお願いします。

議 長
委 員
地域担当・班長
議 長
委 員
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

水路のなしでそのままいくとですか。そこは市道やろ。側溝ははいらんと
側溝は入らんです。入れんば要であれば、市と協議をされると思います。

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番です。

貸付人は 今寺の ○○○○ 様、

借受人は 下宿の ○○○○ 様

所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○○番 地目は畑、

面積は 1,670 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は休耕地であり、今後の農地の維持管理も困難であることから、土地の有効活用のため太陽光発電設備設置として転用したい ということです。

東・西は里道、南は畑、北は里道 です。

賃借料は、反当たり 30,000 円、

年間で 50,100 円です。

図面は 34 ページから 35 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

ここは、今寺の地図で見れば〇〇〇〇のちょっと裏手あたりですね。堂がありますけれど、その裏になりますけど、ここは茶畑も荒れておりますし、ここに作るにあたってはですよ、泥が流れはしないだろうかと言うことで、道辺田の方は、伐根をしないで、それを管理してもらって言うことを頼んだですけど。大丈夫とは思いますが、自分の地元の近くですからね。大丈夫と思います。また、別件違うところにも建てんさつとですけど、下の方には貯水池を作る予定と言っておられましたので、そのあたりもぴしゃつとした排水の方もしてもらおうと思っておりますけど、また、工事中にあたってはですね、見学には行きたいと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

議 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、團委員がおっしゃったとおりでございます。この方ばかりじゃなくして、他の方も一帯的な形として、申請が出ているわけですけど、下には住宅地があると言うことで、今言われたような対応をもって、表面水については、貯水池の方に流すということでございますので、一つよろしく願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書 24 ページ、整理番号 5 番です。

譲渡人は 議案書 26 ページの別紙①

神奈川県相模原市の 〇〇〇〇 様、 外 4 名様

譲受人は 今寺の ○○○○ 様
所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○○番 外9筆 地目はすべて畑、
面積は合計で 2,666 m²。
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。
事由は、申請地は休耕地であり、今後の農地の維持管理も困難であることから、
土地の有効活用のため太陽光発電設備設置として転用したい ということ
です。
東・西は里道・畑、南・北は畑 です。
売買価格は、反当たり 300,000円、
全体で 799,800円です。
図面は36ページから37ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
先ほどの所と一帯となったところでございます。ここは、道の下になって、下
の方に宅地がありますので、このあたりに貯水池を作りたいと言うことで、伺っ
てきました。太陽光との一帯となっておりますので、よろしくをお願いします。

議 長
班 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。
○○さん本人がここにおいでなって、そしてここの出身でもあるし、なるべく
伐根した後、表面はあんまい扱わんような形で行きたいと、そして、道際のお茶
畑は伐根しないと言う形で、なるべく泥が流れないような形で持っていきたい
ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事 務 局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
整理番号6番です。
貸付人は 今寺の ○○○○ 様、
借受人は 今寺の ○○○○ 様
所在地は、大字下宿 一本栗 ○○○○番 外3筆 地目はすべて畑、
面積は合計で 1,939 m²。
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。
事由は、申請地は休耕地であり、今後の農地の維持管理も困難であることから、

土地の有効活用のため太陽光発電設備設置として転用したい ということ
です。

東は原野・畑・里道、西・南・北は畑 です。

賃借料は、反当たり30,000円、

年間で58,170円です。

図面は38ページから39ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

先ほどと全く一緒です。ここも急勾配と言うことで、泥が流れないように
言うことで、お願いをしたところでございます。地元だから、災害の起きるごとは
出来んと言うことを言っておられてましたので、他にも30カ所ぐらい太陽光の
設備をしておられるので、実績もあられると思いますので、よろしくお願いた
します。

議 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

團委員がおっしゃった通りでございます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

結局、雑種地になつとやろ。反当3万円ぐらいで貸してもさ、雑種地の固定資
産税のあがっぎどぎゃんなつやろうか。

事 務 局

その場合、契約を再設定されると思います。

委 員

調整池を作つてばつてんが、調整池を作つてその水を流す場所は、

担当委員

水路に流すと言うことで。

議 長

事務局に相談があつておるみたいですので、詳細を説明してもらいます。

事 務 局

家の手前に貯水池が入るとですけど、その貯水池から神近けいじさんの宅地を
300のパイプを経由して、区の道路に接続するのを協議されております。上
の道路にはグレーチングを入れて、下の方に道の方に行かないように、貯水池
の方に行くように、昨日、建設課と新幹線街づくり課行かれて、協議されてま
す。そして新幹線まちづくり課の方には、雨量計さんを出してくださいという
ことで、近日中に計算して出す予定だと言うことです。再生化エネルギーは対
象外と言うことでした。開発行為とですね。

委 員

だいたい解りましたけど。この地域は水の流し場がない地域でありますので。
解りましたので。そこまで協議しながらやっておられるので、大丈夫かなと思
います。

議 長

現地調査をしたときにですね、直近に家があるので心配ねと言う話をしたと
ですけど、團委員が言われるように、30径のパイプで水路に流してですよ、非
常に解消するような説明があつておりましたし、それから、貯水池自体も大き
なコンクリートの重たいそれで周りを作つて貯水池を作るみたいでした。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号7番です。

貸付人は 議案書27ページの別紙② 今寺の ○○○○ 様 外3名、

借受人は 三軌建設株式会社 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 二本松 ○○○○番 地目は田、

面積は1,648㎡。

農地区分は農用地区域内農地、用途目的は九州新幹線（西九州）武雄軌道敷設他工事に伴う迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場です。

事由は、九州新幹線（西九州）工事の軌道敷設他工事による、クレーン等の設置のため、作業ヤード、資材置場及び表土仮置き場として用地が必要となるため転用したい ということです。

前回の農地法第5条許可の期限が令和4年3月31日に切れるため、一時転用の延長の申請となります。工事期間は令和4年5月31日までです。

東は田・道路、西は鉄軌道用地、南・北は道路 です。

賃借料は、反当たり200,000円、

年間で（賃借2ヶ月分）54,933円です。

図面は40ページから41ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

新幹線の線路の下の所ですけども、ほとんど工事は済んでいるようでありましたけども、もう少し整地に時間がかかるということで、今年の水田を作るとには、間に合うと言うことで説明を受けましたけど、泥を整備しておられるぐらいでしたので、工期は長くはかからないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、言われた通りでございます。業者そのものが非常に正直やなど。3月からちょっと、4月にかかっけんがと言うことでしたので、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり

許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号8番です。

譲渡人は 下吉田の ○○○○ 様

譲受人は 今寺の ○○○○ 様です

所在地は、大字下野 一本松三 ○○○○番 外3筆 地目はすべて畑、面積は合計で1,234㎡。

農地区分は第2種農地、用途目的は、貸資材置場 です。

事由は、建築業を営んでおり、現在会社の資材置場が不足している。個人で土地を所有し、法人へ貸資材置場として賃貸するため転用したい ということです。

(同時利用地宅地 ○○○○・雑種地○○○○を含みます)

東は畑、西は水路、南は道路、北は水路 です。

売買価格は、反当たり54,835円、

全体で67,666円です。

図面は42ページから43ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここは、下吉田の羽白越から超えて下ったところの辺りの左側です。持ち主は亡くなっておられるので、荒れております。資材置場にするとということですのでよろしくをお願いします。

議 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

今、團委員がおっしゃったとおりでございます。景観上からもいいのではないかなと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

議案書25ページ、整理番号9番です。

譲渡人は 下岩屋1区の ○○○○ 様

譲受人は 福岡県北九州市の ○○○○ 様です

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 地目はすべて畑、
面積は1,178㎡。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。

事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は山林・道路、西・南は畑、北は道路 です。

売買価格は、反当たり2, 249, 576円、

全体で2, 650, 000円です。

図面は44ページから45ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

永尾 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ここはですね、大野原で回りが全部設置場所よりも高くなっていて、崩れたり、泥が流れたりそういう風なことはありませんので、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

道路の手前はお茶畑で綺麗に管理されておりますけども、私たちが上から来たんですけど、左側はこういう風な形で荒れてしまって、イノシシの住処になっておるし、奥の方はまた、茶畑が綺麗に管理されているし、そういう風な中で、太陽光発電を導入して有効利用するということは、理にかなった形になるのではなかろうかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

公募しんしゃつとかな。諫早とかあつとばってん。公募してから買い手を決めんさつとかな

事 務 局

転用の時点では、この方たちが管理者になってます。その後は、こちらでは解りません。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番

については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 10 番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様

譲受人は 長崎県諫早市の ○○○○ 様です

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 地目は畑、

面積は 474 m²。

農地区分は第 2 種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。

事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、同時利用地(原野:○○○○)を含み太陽光発電設備として転用したい ということです。

東・西は畑、南はため池、北は畑 です。

売買価格は、反当たり 2, 266, 895 円、

全体で 1, 074, 508 円です。

図面は 46 ページから 47 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

永尾 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ここもですね、9 番、10 番、11 番と一緒にありまして、どっからどこまでがどこなのかわかりません。荒れてしまってますね。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。

全く一緒でございます。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 10 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 10 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 11 番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様

譲受人は 福岡市早良区の ○○○○ 様です

所在地は、大字岩屋川内 ^{おつけごう} 苧漬川 ○○○○番 外1筆 地目はすべて畑、
面積は合計で 1,091 m²。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。
事由は、申請地は耕作の継続が難しく、今後の農地の管理も困難であることから、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は畑・山林、西は畑・原野、南は原野・山林、北は畑 です。
売買価格は、反当たり2,428,964円、
全体で2,650,000円です。
図面は48ページから49ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

永尾 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
さっき説明したとおりでありますので、よろしくお願いします。

議 長
班 長

西田 委員、班長としての報告をお願いします。
よろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号11番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号12番について、事務局の説明を求めます。
整理番号12番です。

貸付人は 山口の ○○○○ 様

借受人は 小城市の ○○○○ 様です

所在地は、大字谷所 四本杉 ○○○○番 地目は田、
面積は 300 m²。

農地区分は第1種農地、用途目的は、一般住宅 です。

事由は、申請地は実家に隣接しており、また職場にも近いため一般住宅用地として転用したい ということです。

東は田、西は宅地、南は田、北は道路 です。

この契約は、親子間による使用貸借です。

図面は50ページから51ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

東は畑、西は水路、南は道路、北は畑 です。

図面は56ページから57ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

梶原 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ここはですね、農振地となってるんですけど、圃場整備あったときに、ここに水路ができたんじゃないのかなと思います。それで、残った分が水路の法面として、残ってるんですけど、さっき上がった右手の宅地の分と隣接してなってるんですけど、そこを一緒にして宅地にするんじゃないかなと思ってます。よろしくをお願いします。

議 長
地域担当・班長

西田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

今、委員がおっしゃった通りでございます。よろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第7号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

申請人は 町分の ○○○○ 様

所在地は、大字馬場下 二本松 ○○○○番 、

地目は田、 面積は 531 m²。

用途目的は、駐車場です。

事由は、平成元年10月30日にスーパーに賃貸するために、貸店舗で農地法第5条許可を受け、当時転用していましたが、転用完了証明がなされておらず地目が農地のままであり、登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東は宅地・道路、西・南は宅地、北は道路 です。

図面は58ページから59ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当・班長

西田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

ただいま事務局の方から説明があったとおり、以前は「○○○○」の駐車場であったと言うことで、そのまま「○○○○」の方ででてくるとおもっていたんですけども、そういうなことで、出来てなかったから、また、あと一つ出てくるところも同じような状況でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
平成元年ですので、ここはもう管理者からでとらんやったと言うことですね。
完了証明の出っか出とらんかはわかったいね。

事務局
委員
事務局

完了は出とらんやったです。
そいぎ、非農地じゃなくて、完了証明ば出せばいうなかと。
貸店舗で転用目的がされてたんで、店舗が建ってない状態で転用完了が出せな
い状態になってしまってますね、

委員

そういうなことでね

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 7 号 非農地証明願について 整理番号 2 番については、原案のとおり
非農地証明することに決定しました。

議長

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号 3 番です。

申請人は 町分の ○○○○ 様

所在地は、大字馬場下 二本松 ○○○○番、

地目は田、面積は 811 m²。

用途目的は、宅地・駐車場です。

事由は、平成元年 10 月 30 日にスーパーに賃貸するために、貸店舗で農地法第
5 条許可を受け、当時転用していましたが、転用完了証明がなされておらず地
目が農地のままであり、登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたいと
いうことで、始末書も添付されております。

東は道路、西は雑種地、南・北は宅地 です。

図面は 6 0 ページから 6 1 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

西田 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長

ここも「○○○○」に貸しとって、「○○○○」がランドリーハウスを建てさ
せた。又貸しの又貸しのごた、その賃料は「○○○○」がとりよったという
ことで、「○○○○」が撤退したぎ自分が賃料をとりよって言うことで。全く
前の所と一緒にです。よろしくをお願いします

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

